

社会福祉法人べつかい柏の実会役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人べつかい柏の実会(以下「この法人」という。)の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事(以下「常勤理事」という。)とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、業務遂行に伴い発生する費用弁償及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬及び費用(以下「報酬等」という。)を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 常勤理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬
- (4) 非常勤の役員及び評議員が、別表2及び別表3の職務を同一日に2以上行った場合であっても、報酬等は重複して支給しない。

(報酬の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬の額は、次に掲げる報酬の区分に応じ、当該各項に定める範囲内で、理事会において決定する。

- 2 常勤理事の報酬の額は、別表第1に定める額とする。
- 3 非常勤の役員の報酬の額は、別表第2に定める額とする。
- 4 評議員の報酬の額は、別表第3に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤理事に対する報酬の支給の時期は、別に定める給与規程第25条の規定に準じて支給する。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。
- 3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用の支給)

第6条 役員等が法人の業務遂行のため旅行する場合は、別に定める役員及び評議員の費用弁償規程に基づいて費用弁償を支給する。ただし、常勤理事が、理事会及び評議員会並びに監事監査等に参加した場合の費用弁償は支給しない。

2 役員等が業務遂行に当たって費用弁償以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
(報酬の日割り計算)

第7条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 前条第3項の規定により、計算された金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年6月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の社会福祉法人べつかい柏の実会役員及び評議員の報酬等に関する規程第4条第3項及び第4項の規定は、平成29年7月1日以後の報酬の支給から適用し、同日前に支給すべき報酬の支給については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

常勤の理事の報酬

役職名	報酬の額
常務理事	月額 287,400円

別表第2（第4条関係）

非常勤の役員報酬

(1) 理事長

業 務	報酬の額
理事会等会議への出席	日額 4,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 4,000円

(2) 理事

業 務	報酬の額
理事会等会議への出席	日額 4,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 4,000円

(3) 監事

業 務	報酬の額
監事監査等への出席	日額 4,000円
理事会等会議への出席	日額 4,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 4,000円

別表第3（第4条関係）

評議員の報酬

業 務	報酬の額
評議員会への出席	日額 3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 3,000円